

平成29年度ふくしま産業復興雇用支援助成金(住宅支援費) 事務取扱

| 番号 | 項目 | 事務取扱 | 支給要綱 | |
|----|----------------------|------------------|---|--------|
| 1 | 雇入費助成金との違い | 被災求職者 | 住宅支援助成金には、被災求職者の要件はありません。29年度に雇い入れた方であれば、震災当時県外に居住していた方も支給要件労働者となります。 | 第4条の2 |
| 2 | 労働者区分・労働形態 | | 住宅支援助成金には、フルタイム労働者・短時間労働者等の区別はありません。29年度に雇い入れられた方であれば、支給要件労働者となります。 | 第4条の2 |
| 3 | 取組と雇い入れの順序 | | 住宅支援費の助成を受けるためには、新規雇用者の雇い入れに先だて、就業規則等を改正し住宅手当の導入等の取組(以下、取組)を行う必要があります。 具体例: ① H29.3.30取組 H29.4.1新規雇い入れ→申請可 ② H29.4.1 新規雇い入れ H29.5.1取組 →申請不可 | 第4条第1項 |
| 4 | 就業規則の作成義務がない場合 | | 住宅支援費の助成を受けるためには、明文の規則をもって取組を行ったことを示す必要があります。就業規則の定めが不要の事業所であっても、労使協定等、就業規則に代わるものを提出していただきます。 | 第9条 |
| 5 | 支給申請 | 申請時に必要な事項 | 申請にあたっては、要綱第4条第1項第3号①～④の中から申請する取組を選択します。(複数選択可) 選択にあたっては、支給要件労働者がその取組を受けている必要があります。 | 第4条第1項 |
| 6 | 新規に立ち上げた事業所の取り扱い | | 従前から存在する就業規則等に基づく住宅手当制度であっても、新規に設置した事業所に適用される場合は、その事業所に対する就業規則が改正されたとみなし、助成の対象となります。 | 第4条第1項 |
| 7 | 申請時の注意点 | | 申請時に選択した取組を、後で変更することはできません。 具体例: ① 住宅手当の導入を行い、5000円を支給することとし助成金の申請をしたが、その後、7000円に増額した。→当初申請の5000円のみ助成対象 ② 新規に住宅を借り上げ助成金を申請したが、一律住宅手当を支給することとし、借り上げ住宅の契約を解消した。→支給要件労働者雇い入れ日から、契約解除するまでの借り上げ住宅の家賃料について、助成対象 | 第4条第1項 |
| 8 | 支給要件労働者 | 支給要件労働者についての注意事項 | 支給要件労働者は、申請に際して選択した取組を受けている必要がありますが、基準日(実績確認時)に支給している住宅支援の内容が変化していても、当初の申請の内容は助成対象となります。 具体例: 住宅の新規借り上げを申請し、申請時は支給要件労働者が該当の住宅に居住していたが、基準日における実績確認の際、支給要件労働者は借り上げ住宅から引っ越しをし、住宅手当を受給していた。(なお、借り上げ住宅には別の労働者が居住している)→申請時に選択した新規借り上げ住宅の家賃について、助成対象 | 第6条 |
| 9 | 支給要件労働者 | 支給要件労働者 | 基準日(実績確認時)において、支給要件労働者の人数が、雇い入れ日時点での人数と比較し下回っていた場合、助成金を支給しません。なお、2分の1以下の範囲で補充を認めることとします。 具体例: ① 新規に5名雇用し、全員を支給要件労働者として申請したが、2名が自己都合で退職した。→支給不可 ② 新規に5名雇用し、全員を支給要件労働者として申請したが、2名が自己都合で退職したため、新たに2名を雇用した。→支給可 ③ 新規に5名雇用し、全員を支給要件労働者として申請したが、3名が自己都合で退職した。→支給不可(2分の1を超えているため) ④ 新規に1名雇用し、支給要件労働者として申請したが、自己都合で退職したため、新たに1名を雇用した。→支給可(支給要件労働者が1名の場合は、1名の補充は可能) | 第7条 |
| 10 | 雇用の維持確保要件 | その他の労働者 | 申請事業所が雇用する雇用保険の一般被保険者及び高齢被保険者の人数について、基準日(実績報告時)における人数が、支給要件労働者の雇い入れ日時点での人数と比較し下回っていた場合、助成金を支給しません。 具体例: 支給要件労働者雇用時点の雇用保険の被保険者数が10人であったが、基準日時点では8名であった。→支給不可 | 第7条 |
| 11 | 雇用の維持確保要件が達成できなかった場合 | | 1回目の基準日において雇用の維持確保要件が達成できなかった場合は、その時点で助成対象外となるため、2回目以降の基準日を確認することなく、不支給となります。 | 第7条 |
| 12 | 支給要件労働者が複数いる場合について | | 住宅の新規借り上げ及び追加借り上げの申請において、支給要件労働者が複数いた場合は、最も雇い入れ日が早い者の基準日において雇用の維持確保要件の判定を行うこととします。 住宅手当の導入及び拡充の申請において支給要件労働者が複数いた場合は、支給要件労働者ごとに雇用の維持確保要件の判定を行うこととします。拡充を行った場合の、その他の労働者に支払われた住宅手当については、最も雇い入れ日が早い者の基準日において雇用の維持確保要件の判定を行うこととします。 | 第7条 |

| | | | | |
|----|--------------|--------------------|---|-----|
| 13 | 助成範囲 について | 受給要件労働者以外の労働者について | 住宅手当の拡充を選択した場合、受給要件労働者以外の労働者の住宅手当についても、助成対象となります。 具体例： 住宅手当を拡充し、月5000円支給から8000円の支給とした。→受給要件労働者…月8000円が助成対象 その他の労働者… $8000-5000=3000$ 円(拡充部分)が助成対象 | 第8条 |
| 14 | | 住宅手当の拡充について | 手当の拡充は金額的な拡充に限らず、年齢制限等、制限事項を撤廃した場合も対象となります。 | 第8条 |
| 15 | | 住宅借上げの対象経費 | 住宅の新規借上げ又は追加借上げを申請した場合、助成対象となるのは賃借料のみで、共益費や水道光熱費等の経費は対象なりません。賃借料以外の経費が含まれている場合、経費の内訳を明示する必要があります。 | 第8条 |
| 16 | | 借上げ住宅の借り換え | 戸数の増加を伴わない、従前の借上げ社宅からの単なる借り換えは対象外です。 | 第8条 |
| 17 | | 事業所の労働者以外が居住していた場合 | 住宅の新規借上げ又は追加借上げを申請した場合、申請事業所の労働者以外の者が居住していた場合、申請事業所の労働者に該当する経費のみ助成対象とします。 具体例： 新規に月20万円で借上げたアパート10部屋のうち、2部屋は代表者及びその親族が居住していた。 → $20 \times 8/10=16$ 万円助成対象 | 第8条 |